

## 国際消費者政策研究センターにおける研究等に関する基本方針

令和3年2月8日  
新未来創造戦略本部長決定  
最終改正 令和8年4月1日

消費者政策についての研究及び国内外の研究機関との連携等を行うことを目的として設置された「国際消費者政策研究センター」（以下「研究センター」という。）は、新たな未来に向けた消費者行政の発展・創造及び発信・交流の拠点という新未来創造戦略本部の設置趣旨を踏まえ、中長期的な消費者政策の展望や内外の様々な情勢の変化に対応し、行動経済学やデータサイエンス、AI（人工知能）等の先端的な知見及び消費生活相談データ等の行政記録情報等も活用し、必要な情報の収集及び調査・分析を行い、行政部局に提供するとともに、必要に応じて政策の提言を行うことが求められている。

また、新たな国際業務の拠点として、政策研究を基点とした国際交流や国際共同研究による国内外の学問的知見の融合等を行うことも求められている。

こうした要請に応えるために必要な政策研究を機動的かつ的確に進められるよう、柱となる政策研究テーマ、政策研究成果の活用促進、情報発信等についての基本方針を以下のとおり定める。

### I. 研究テーマの柱

研究センターは、消費者行政が抱える喫緊の課題及び中長期的な課題のほか、行政部局からの要請等に基づき、国際的な政策展開の動向も踏まえた上で、次に掲げる研究テーマの柱に沿って研究プロジェクトを企画立案し、実施する。

#### ①将来の我が国のあるべき経済社会や消費者の姿を見据えた研究

消費者が信頼できる公正な取引環境の確保、全ての世代における「消費者力」の実践、誰一人取り残さない社会や安心・安全で豊かに暮らすことができる社会等の将来の我が国のあるべき経済社会や消費者の姿を見据えた中長期的な消費者政策の推進等に資する研究。

#### ②国際化・デジタル化に伴う新たな課題への対応

国際化やデジタル化の高度な発展に伴い生じ得る消費生活や消費者行動における変化並びに新たに生じ得るリスクの分析、及びその結果を踏まえた消費者被害の防止等に資する研究。

#### ③消費者の脆弱性への対応

消費者被害に遭いやすい高齢者、若年者、障害者等のうち判断力が十分でない人などの典型的・属性的脆弱性に限らず、消費者は多様な脆弱性を有することを踏まえた消費者被害の防止等に資する研究。

#### ④協働による豊かな社会の実現

消費者志向経営やエシカル消費、食品ロスの削減等の推進、カスタマーハラスメント防止対策など、消費者と事業者が共通の目標の実現（持続可能な社会の形成等）に向けて互いの強みをいかして協力して取り組む（協働する）ための多様な主体間の連携に係る枠組み構築や、各主体の自主的な取組促進等に資する研究。

#### ⑤自然災害・感染症拡大など緊急時対応

大規模自然災害の発生や感染症の拡大等の緊急時における消費者の消費行動や心理傾向の解明、及び誤った風説や心理的に不安定な消費者に付け込む悪質商法等による消費者被害の防止等に資する研究。

#### ⑥地方消費者行政における課題への対応

見守り活動（消費者安全確保地域協議会・アウトリーチ）の推進など地方公共団体における地方消費者行政の充実・強化に向けた、都道府県及び市町村が抱える諸課題の解決等に資する研究。

### II. 政策研究成果の活用促進及び情報発信

1. 研究センターは、政策研究の成果について、政策の企画立案に活用されるよう、研究途中の段階を含め、広く関係行政部局へ適時適切に提供する。

2. 研究センターは、政策研究の成果その他の研究関連情報について、消費者行政関係者及び広く国民に対して、多様な方法により、分かりやすい形で積極的な情報発信に努める。また、国際セミナー等の定期的開催や国際的な政策会合等への参加等を通じ、政策研究の成果等の国際的な情報発信を戦略的に実施する。

### III. その他

研究センターは、本基本方針に基づく研究プロジェクトの実施状況について、令和10年度（2028年度）に中間評価を実施し、令和12年度（2030年度）を目途として本基本方針を見直すものとする。